村山市危険ブロック塀等撤去費補助金　チェックシート

※**□太枠四角内**すべて該当すれば補助金の交付対象になります。

【補助対象者の要件】

* 敷地の所有者又は所有者の世帯員であること。敷地の所有者が法人の場合には、法人の代表者で

あること。

□敷地の所有者　　（氏名：　　　　　　）

□所有者の世帯員　（氏名：　　　　　　　所有者：　　　　　　　所有者との関係：　　　）

□法人の代表者　　（法人名：　　　　　　　　　　　代表者：　　　　　　　　　　　　　）

* 市税・水道料金及び下水道料金に滞納がないこと。

□市税（滞納がなければチェック）

□水道料金及び下水道料金（滞納がなければチェック）

【補助対象要件の確認】

* 市内に存在している。（所在地：村山市　　　　　　　　　　　　　　）
* 避難路に面している。（次のいずれか）

□国道、県道、主要地方道、市道　 （路線名　　　　　　　　　　　　）

□建築基準法第42条に定める道路　（確認申請書の図面の写し等で確認）

□住宅又は事業所等から避難所又は避難地等へ至る道（住宅地図等で確認）

* 避難路に面した危険ブロック塀等を除去する工事である。

□すべて除去する。

□土留め等のため一部残置する。

道路等に面する側の地盤面からの高さを60㎝以下かつ、地震等に対する安全性を確保している。（□図面の写し等で確認）

* 道路面からの高さが１メートル以上である。（写真等で確認　　　　　　ｍ）
* 危険ブロック塀等点検表において、1つ以上不合格がある。

※職員が調査に行きます。（調査票で確認）

撤去後新しく塀を設置する場合

* 撤去後に新しく塀を設置する場合、建築基準法等の法令を遵守している。（図面の写し等で確認）

※新しく塀を設置する部分は補助対象外になります。

裏につづく

【留意事項】

□避難路に面している部分が補助対象になります。民地との間にあるブロック塀の解体が見積り

　に入っている場合は補助対象外になりますので、見積りを分けてください。

　　□鋼製フェンス等や⾨柱・⾨扉を混用しているブロック塀等にあっては、鋼製フェンス等や⾨

柱・ ⾨扉の撤去に係る費用は対象外です。見積りを分けてください。

□補助金は危険ブロック塀の解体撤去分が補助対象金額になります。

見積書内に新設の塀の分が入っている場合は見積書を分けてください。

□申請者が法人の場合は消費税の金額を除いた金額が補助対象金額になります。

【補助対象金額の算定】

　ブロック塀撤去の見積書の2分の1とブロック塀の見付面積に1㎡あたり1万円乗じた額のいずれか少ない額で、限度額20万円

円×　1/2　＝

1.

（見積書の税込金額）

（法人の場合は税抜きの金額）

（千円未満切り捨て）

円

㎡× 1万円 ＝

1.

（ブロック塀の見付面積）

（千円未満切り捨て）

円

1、2のうちいずれか少ない額で限度額20万円

　　　　　　　補助金額は　　　　　　　　　円です。

◎ブロック塀等の解体に合わせ母屋、車庫などのリフォームを行う場合（比較表）

　※リフォーム工事費用が多い場合はリフォーム補助金を利用した方が補助金を多くもらえるためリフ

ォーム補助金のご利用をお勧めします。

　※ブロック塀の解体補助金とリフォーム補助金を同時に利用する場合、塀新設部分は補助対象外になり

ます。

　　　　　　　　　　　　　　　工事費　　　　　　 補助金額　　　　　　 　補助金額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（解体補助利用時）　 （リフォーム補助利用時）

1.ブロック塀解体工事

円

（全体工事費が補助対象工事費）

円

円

2.塀新設工事

円

3.リフォーム工事

円

円

4.合計

※リフォーム補助（□市内業者との契約が原則）

□県要件工事を含む場合：20％　限度額32万円　　　□県要件工事含まない場合：10％　限度額20万円

円

円